

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第30条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は同表(6)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けなければならない。（ほ）

(1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。）（ほ）

(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端（ほ）（み）

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）（ほ）

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端（ほ）

(5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分（ほ）

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井（天井のない場合にあつては、屋根。この項において同じ。）又は壁の屋内に面する部分の次に定める位置に設けなければならない。（ほ）

(1) 天井の屋内に面する部分に設ける場合にあつては、壁又ははりからの距離が0.6メートル以上の位置（ほ）

(2) 壁の屋内に面する部分に設ける場合にあつては、天井からの距離が下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置（ほ）

3 前項の場合において、住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。（ほ）

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものとしなければならない。（ほ）

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項各号（第5号アを除く。）に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に規定する光電式住宅用防災警報器をいう。この表において同じ。）

第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。）又は光電式住宅用防災警報器
------------------	---

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。（ほ）

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。（ほ）

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となつた旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。（ほ）

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されるようにすること。（ほ）

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。（ほ）

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。（ほ）

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。（ほ）

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。（ほ）

【解説】

本条は、住宅用防災警報器の具体的な設置及び維持の基準を定めたものである。

住宅用防災警報器の設置場所については、①住宅火災の実態を踏まえて、住宅火災による死者数の低減に資すると考えられる住宅の部分に設置及び維持を義務付けること、②住宅防火対策は、本来自己責任の分野と考えられることから、設置及び維持を義務付ける住宅の部分は必要最小限とすることを基本的な考え方として、第1項各号に掲げる住宅の部分に設置しなければならないとされている。

令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら住居の用に供されるべき住宅の部分以外の部分、すなわち、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所、その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分は除かれる。

また、事務所内に有する就寝の用に供する守衛室、仮眠室、管理人室も、除かれている。

令別表第1に掲げる用途の防火対象物の一部が住宅の用途に供されている防火対象物であって、令第1条の2第2項後段の規定により当該用途に含まれるものとされた場合の当該住宅の用途に供される部分は、対象となる。以下の質疑等を参照されたい。

第3章の2

- 問1 法第9条の2第1項に規定する「住宅の用途に供される防火対象物」の取扱いについて、モーターハウス、トレーラーハウスを固定し、住宅として使用している場合は、住宅用防災警報器等の設置は必要か。
- (答) 法第9条の2第1項は、「住宅の用途に供される防火対象物」と規定していることから、モーターハウス、トレーラーハウスといった形態にかかわらず、住宅の用途に供される防火対象物である場合は、法令に従った住宅用防災警報器等の設置が必要である。
- 問2 事務所内に存する寝室の用途に供する守衛室及び仮眠室は、法第9条の2第1項の適用を受けるか。また、認知症高齢者グループホーム等のうち小規模で自動火災報知設備が設置されない防火対象物については、法第9条の2第1項の適用を受けるか。
- (答) 前段については、法第9条の2第1項の適用を受けないものと解する。
後段については、施設の管理形態等は多種多様なものであるが、令別表第1(5)項ロとなる施設又はその部分には、法第9条の2第1項の適用を受けるものである
- 問3 ホームセンター等でキットで販売されているログハウス(約6平方メートル)を子供の勉強部屋兼寝室として使用している場合、住宅に該当するか。
- (答) 住宅に該当する。
- 問4 週末等に利用する別荘は、住宅に該当するか。
- (答) 住宅に該当する。
- 問5 警察の駐在所は、住宅に該当するのか。
- (答) 住居部分は、住宅に該当する。
- 問6 「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取り扱いについて(昭和36年8月1日自消乙予発第118号)」及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について(昭和50年5月1日消防安第49号)」の特例を適用し、自動火災報知設備を免除した共同住宅等の寝室にも住宅用火災警報器の設置は必要か。また、令第32条を適用し感知器を免除した場合の取扱いはどうするのか。
- (答) 前段、後段とも、住宅用防災警報器の設置は必要である。
- 問7 消防出張所の仮眠室には住宅用防災警報器の設置が必要か。
- (答) 住居の用に供していないため、住宅用防災警報器の設置は不要である。
- 問8 管理人又は警備員が夜間に宿泊勤務する管理人室等に、住宅用防災警報器の設置は必要か。
- (答) 管理人室等は、住宅の用に供していないため、設置は不要である。
- 問9 建設現場での仮設の住宅に、住宅用防災警報器は必要か。
- (答) 一時的であっても、住宅の用途に供する場合は、住宅用防災警報器を設置する必要がある。

問10 住宅で、現に誰も居住していない建物又は共同住宅、社宅、寄宿舍等で、入居者のいない室に住宅用防災警報器の設置は必要か。

(答) 設置の必要はない。

問11 警察官が交代で24時間勤務する交番の仮眠室は、広島市火災予防条例（以下「条例」という。）第30条の3第1項第1号で規定する就寝の用に供する居室に該当するか。

(答) 該当しない。

問12 マンション等のゲストルームに、住宅用防災警報器の設置は必要か。

(答) ゲストルームは、住宅とは解せないため、住宅用防災警報器の設置は必要ない。

問13 それぞれが行き来できない2世帯住宅の場合、住宅用防災警報器の設置場所はどのような考え方で設置するばよいのか。

(答) それぞれが行き来できない2世帯住宅は、それぞれ別の住宅として法第9条の2の適用をするものとする。

問14 住宅以外の用途として使用していた既存の建築物を、平成18年6月1日から平成23年5月31日までの間に住宅として使用した場合、住宅として使用を開始したときに住宅用防災警報器の設置義務が生じるのか。

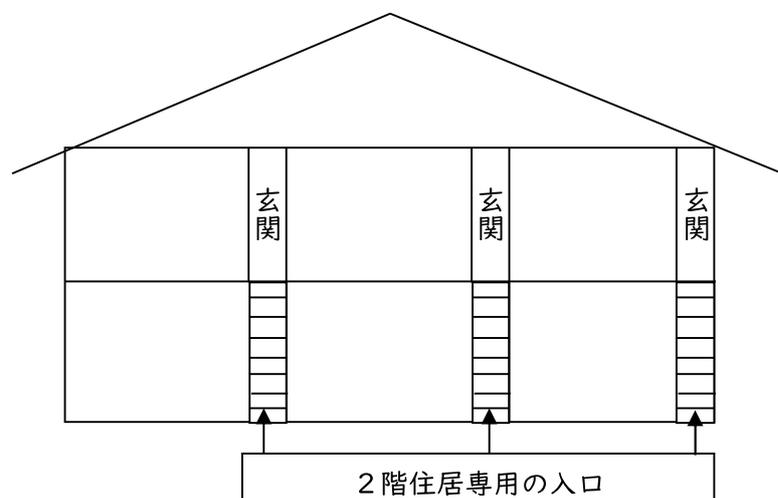
(答) お見込みのとおり。

問15 1階が店舗、2階が住宅である店舗併用住宅の場合、住宅に上がるための階段に住宅用防災警報器は必要か。

(答) 住宅に上がるための階段は、共用部分とみなして住宅用防災警報器の設置は不要とする。

問16 下図のような2階建て長屋式住宅において、2階の住戸はそれぞれ専用の階段を有している場合、各階段に住宅用防災警報器は必要か。

(答) 設問の構造の長屋式住宅については、2階住戸に上がる階段部分に住宅用防災警報器の設置は要しない。



1 1項

(1) 1号（就寝の用に供する居室）

「就寝の用に供する居室」とは、確認申請等された計画上の「寝室」に限らず、通常の使用実態に着目した「寝室」である。

例えば、子供が就寝する子供部屋や、日中、居間として用いている居室に、就寝時に布団を敷いて寝る部屋も、就寝の用に供する居室に該当する。また、季節に応じて就寝する室を変更している場合は、就寝している期間については、就寝する居室に該当し、通常の生活において就寝の用に供していない居室、例えば、一時的に就寝の用に供する客間等の場合は、就寝する居室には該当しない。（別図）

(2) 2号（就寝の用に供する居室が存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段）

階段は階と階をつなぐ住宅の部分であり、「階段の上端」とは、例えば2階から1階に通じる階段の場合、2階の踊り場等の部分、3階から2階に通じる階段の場合、3階の踊り場等の部分となる。したがって、住宅用防災警報器は、これらの部分の天井又は天井に近い壁に設置すること。（別図）

(3) 3号（就寝の用に供する居室が存する階（避難階から上方に数えた階が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端）

これは、例えば、3階建て以上の住宅において、3階のみに就寝の用に供する居室が存する場合は、2階から1階に通ずる階段の下端をいうものである。

(4) 4号（就寝の用に供する居室が存する階が避難階のみに存する場合に、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階が2以上である場合に限る。）から直下階に通ずる階段の上端）

これは、例えば、3階建ての住宅において、避難階である1階のみに就寝の用に供する室が存し、かつ、3階にも居室がある場合に、3階から2階に通ずる階段の上端をいうものである。（別図）

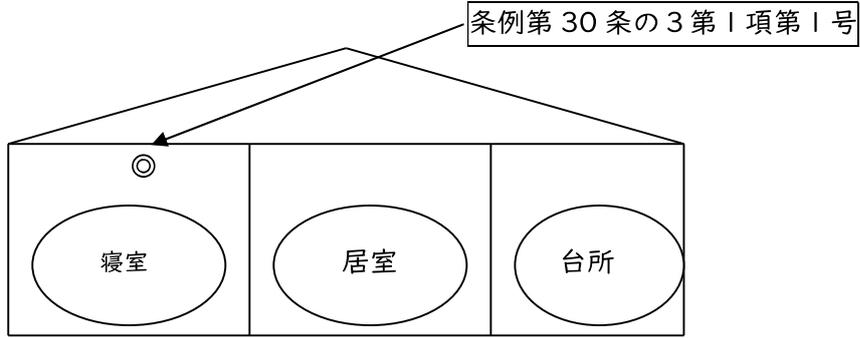
(5) 5号（床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階の廊下等）

これは、例えば、1階に7平方メートルを超える居室が5以上存し、1階以外にある居室を就寝の用に供する居室としている場合は、1階の廊下等に住宅用防災警報器の設置が必要となる。なお、7平方メートルとは、通常、四畳半以上の広さの部屋が該当するものである。（別図）

別 図

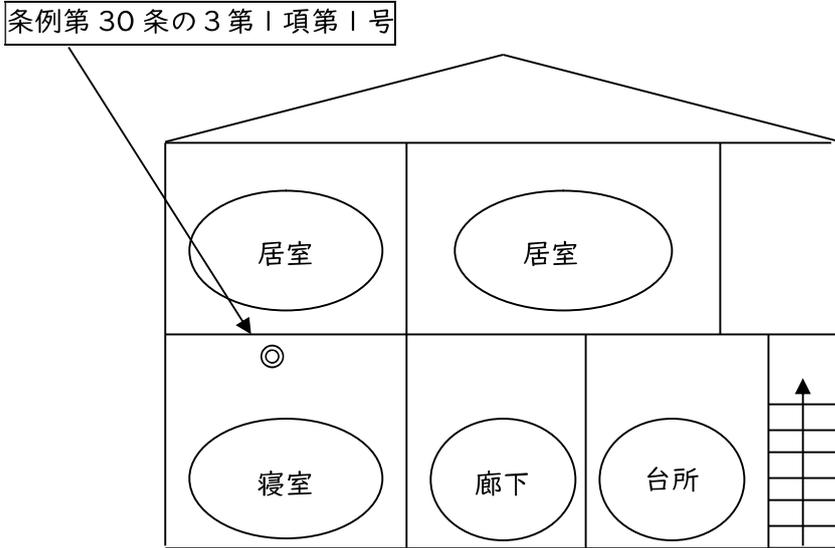
(1) 平屋建住宅設置例

※ 就寝の用に供する居室が一室のみの場合

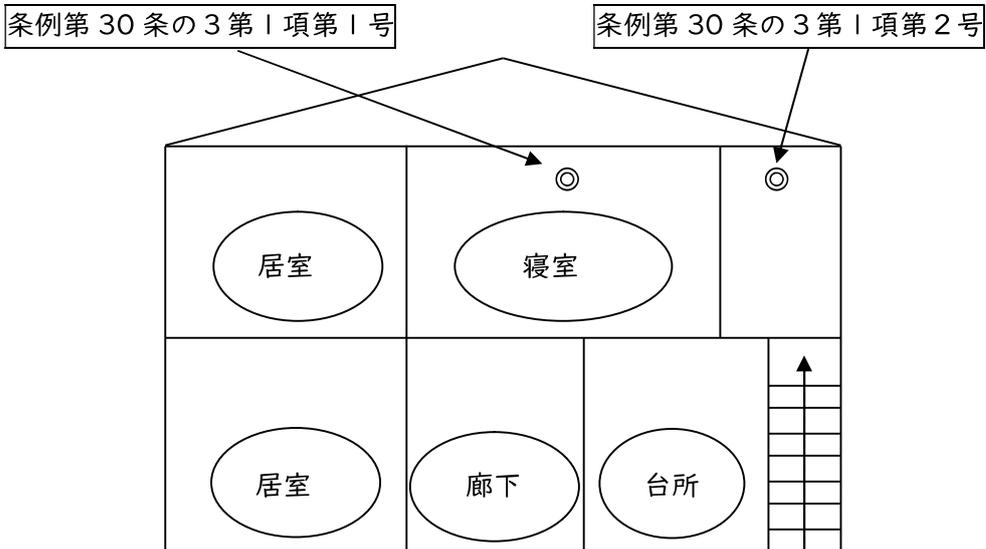


(2) 二階建住宅設置例

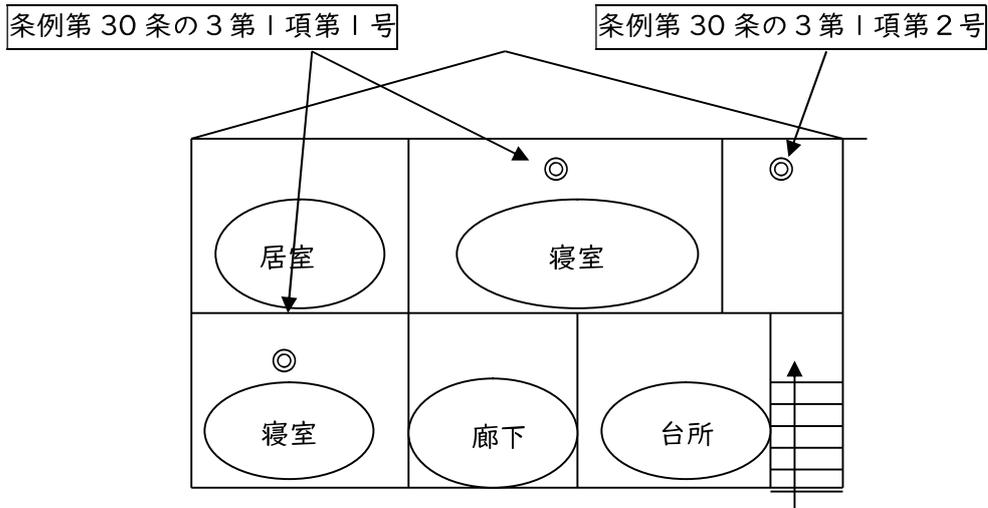
ア 就寝の用に供する居室が1階に一室のみの場合



イ 就寝の用に供する居室が2階に一室のみの場合

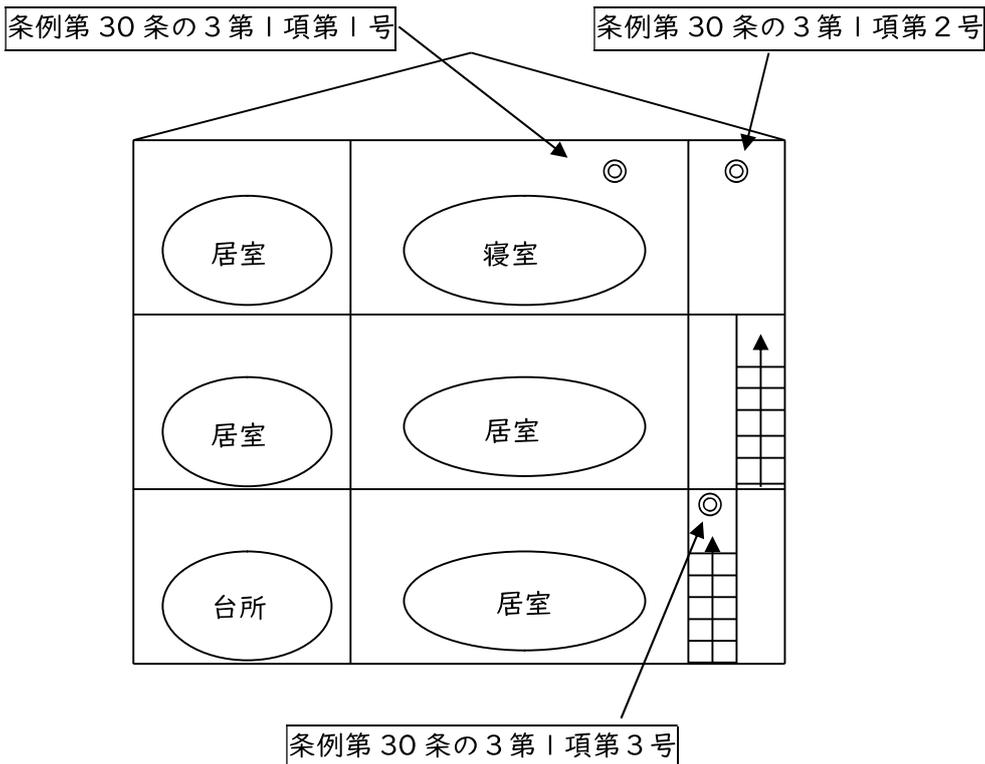


ウ 就寝の用に供する居室が1階、2階に一室のみの場合



(3) 三階建住宅設置例

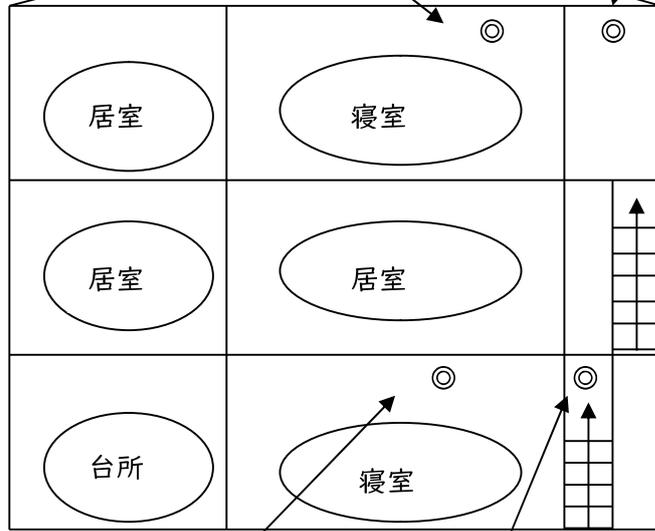
ア 就寝の用に供する居室が3階に一室のみの場合



イ 就寝の用に供する居室が1階及び3階の場合

条例第30条の3第1項第1号

条例第30条の3第1項第2号

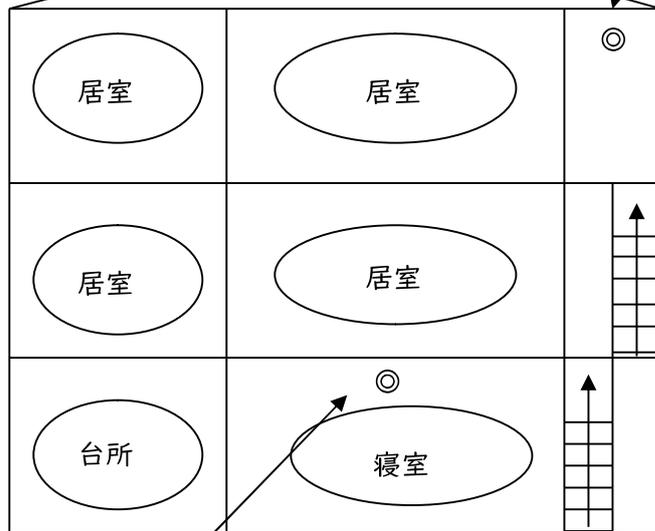


条例第30条の3第1項第1号

条例第30条の3第1項第3号

ウ 就寝の用に供する居室が1階の一室のみの場合

条例第30条の3第1項第4号

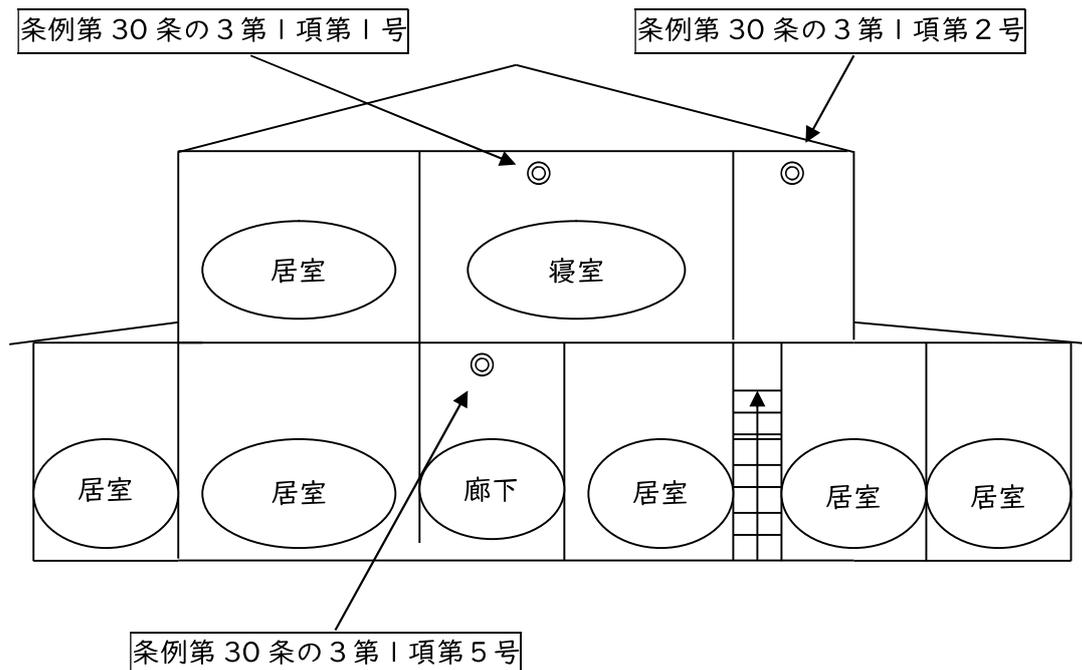


条例第30条の3第1項1号

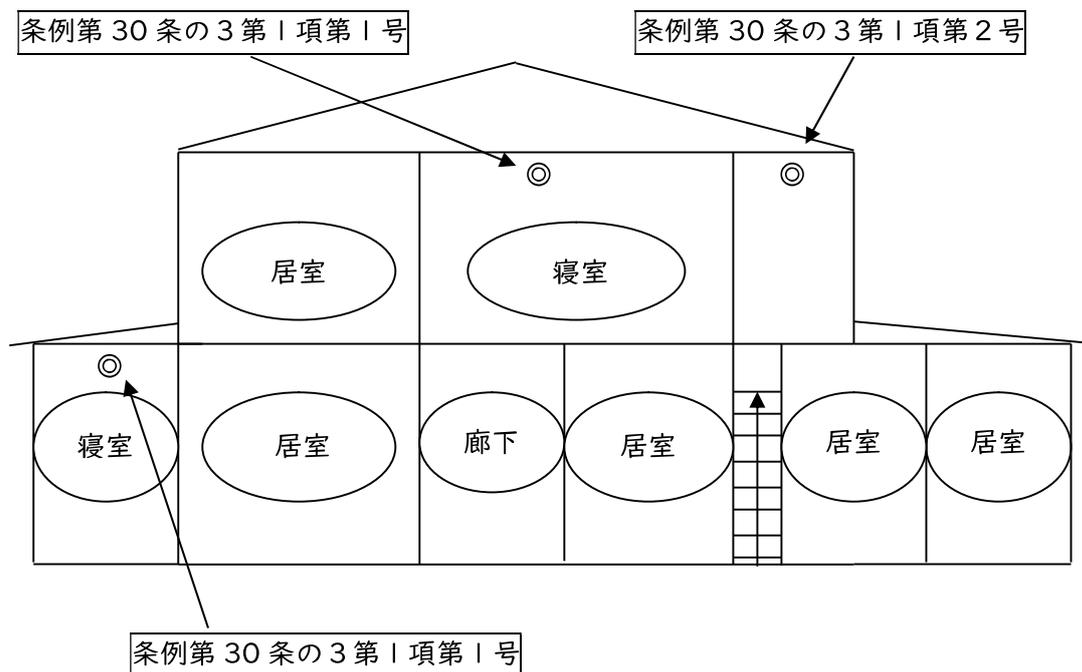
第3章の2

(4) 一階の階に7平方メートル以上の居室が5以上存する住宅設置例

ア 就寝の用に供する居室が2階に一室の場合



イ 就寝の用に供する居室が1階及び2階の場合



なお、以下の質疑応答を参照されたい。

問1 新築住宅の場合、どの部屋に設置するのか。

(答) 居住者が寝室として計画している部屋に設置するものとする。

問2 連続した寝室が、上部に欄間その他の空間を共有する場合、住宅用防災警報器は、どちらかの寝室に1個設置すれば足りるか。

また、寝室が三部屋連続している場合はどうか。

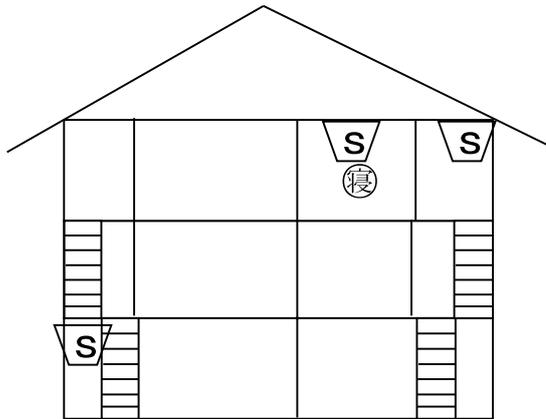
(答) 前段については、天井から下方におおむね50センチメートル以内の部分が次の場合、お見込みのとおり。

- ① 欄間の場合
- ② その他の空間（部屋幅の2分の1以上が開放）を有する場合

後段については、前記空間により寝室が三部屋以上連続している場合、二部屋につき住宅用防災警報器1個を設置すること。

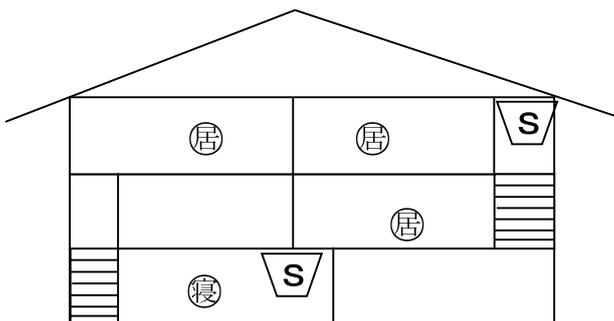
問3 条例第30条の3第1項第2号で定める階段が二箇所ある住宅については、それぞれの階段に住宅用防災警報器を設置しなければならないのか。

(答) 右図の例により、火災の感知に有効と思われるいずれかの階段に設置すれば足りる。



問4 階段が、1・2階用と2・3階用が直通となっていない場合、条例第30条の3第1項第4号で定める住宅用防災警報器はどの位置に設置すべきか。

(答) 右図の例により、居室がある階から、直下階に通じる階段の上端に設置する。



問5 本宅とは別棟の、寝室のない居間、客間、書斎等として使用している建築物で、各階に居室が5部屋（いずれも7平方メートル以上）以上ある場合、住宅用防災警報器の設置は必要か。

(答) 条例第30条の3第1項第5号は、同項第1号の就寝の用に供する居室がある住宅の階についての規定であり、当事例のように寝室のない住宅については、住宅用防災警報器の設置は必要ない。

問6 天井のない建築物の場合、屋内に面する屋根又は壁のどの位置に住宅用防災警報器を設置すればよいか。

(答) 条例第30条の3第2項及び第3項に適合する位置に設置すること。

2 2項

住宅用防災警報器は、天井（天井のない場合にあっては、屋根）又は壁の屋内に面する部分に、火災の発生を未然に又は早期に、かつ、有効に感知することができるように設置することとされているが、具体的には、以下のとおりである。

(1) 1号

天井の屋内に面する部分に設ける場合にあっては、壁又ははりからの距離が0.6メートル以上の位置に設置しなければならない。（図1）

この場合の距離は、住宅用防災警報器の感知部の中心までの位置とすること。

(2) 2号

壁の屋内に面する部分に設ける場合にあっては、天井からの距離が下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置に設置しなければならない。（図2）

なお、壁とはりが一体となっており、当該はりの部分に設置した場合、壁に設置した場合と同等に火災を感知できると認められる状態にあるときは、当該はりに設置して差し支えない。

3 第3項

住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹き出し口から、1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。（図3）

換気口等とは、火災による煙を感知する障害となるような換気口、エアコンの吹き出し口その他これに類するものをいい、住宅用防災警報器

図 1

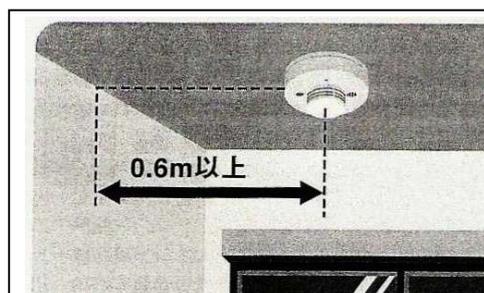


図 2

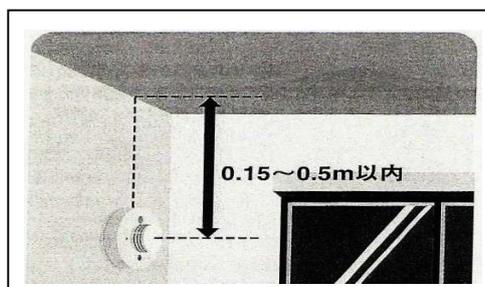
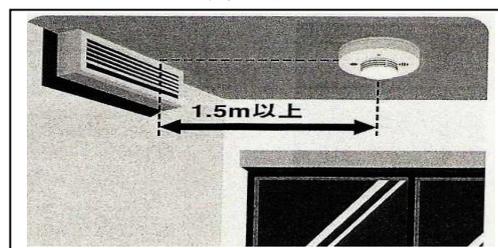


図 3



の機能に支障を及ぼすおそれがあるものが該当する。

4 第4項

(1) 住宅用防災警報器については、光電式又はイオン化式に分けられる。光電式は全ての場所に設置することができるが、イオン化式のものを設けてよいとされているのは、第1項第5号の廊下等のみに限られている。

(2) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）が平成16年に改正され、一定数量以上のアメリカシウム241を装備するイオン化式住宅用防災警報器及びイオン化式感知器（以下「イオン化式感知器等」という。）が放射線障害防止法第2条第3項に定める「放射性同位元素装備機器」に該当することとなった。（平成17年6月1日施行）

なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第178号）附則により、平成19年3月末までに製造又は輸入されたイオン化式感知器等について放射線障害防止法の一部の規定が適用除外されているが、廃棄及び廃棄に係る罰則等については適用除外されていない。

したがって、イオン化式感知器等を廃棄する場合は、みだりに廃棄せず、購入元若しくは製造メーカー等に問い合わせこれらの者に返却する、又は放射線障害防止法に定める許可届出使用者若しくは許可廃棄業者に廃棄を委託する必要がある。

5 第5項

住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令で定める技術上の規格に適合しなければならないとされている。

技術上の規格関係を表にまとめると次のようになる。

○住宅用防災警報器等と技術上の規格を定める省令の関係

住宅用防災機器	その部分	技術上の規格を定める省令
住宅用防災警報器		住宅用防災警報器等規格省令
住宅用防災報知設備	補助警報装置	
	中継器	中継器に係る技術上の規格を定める省令 （昭和56年自治省令第18号）
	受信機	受信機に係る技術上の規格を定める省令 （昭和56年自治省令第19号）
	感知器	火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）

住宅用防災警報器等が住宅用防災警報器等規格省令に適合していることを確認する方法としては、例えば、日本消防検定協会の表示（いわゆる「NS マーク」）を参考にする、当該住宅用防災警報器の製造事業者等にその性能を問い合わせる等の方法が考えられる。

なお、この技術上の規格は、法第21条の2第2項に定める「検定対象機械器具等」に係る技術上の規格と異なる体系のものである。

なお、次の質疑応答を参照されたい。

問 住宅用防災警報器の設置については東京消防庁が先行して条例化していることから、東京消防庁が認定した住宅用防災警報器が商品として流通するものと予想されるが、当該住宅用防災警報器も規格省令に適合したものとして取り扱うのか。

(答) 住宅用防災警報器等規格省令に適合している住宅用防災警報器のみ、当市の条例に適合する。

6 第6項

住宅用防災警報器は、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 1号

電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。なお、火災の場合の警報、故障等異常時の警報又は電池切れによる警報それぞれの警報音の違いは、各住宅用防災警報器とも明確に警報音量、警報音の間隔等を変えているが、詳細は、メーカー又は機種ごとに相違しているため、取扱説明書によること。

(2) 2号

電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されるようにすること。正常に電力が供給されていることとは、通常の商用電力が供給されていれば足りるものであり、停電時等においてまで電力の供給を求めるものでないこと。(非常電源の附置は要しないこと。)

(3) 3号

電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断機、配電用遮断機等は、分電盤との間の開閉器には該当しないこと。開閉器とは、通常のスイッチ等を想定していること。

また、受信部の内部に設けられているスイッチは「開閉器」に該当しないものとする。なお、分電盤と受信部との配線の間、受信部と住宅用防災警報器の配線の間、住宅用防災警報器相互の配線に「開閉器」を設けてはならない。

(4) 4号

電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。なお、一般家庭における分・配電盤から電源を取る工事は、電気工事士法第3条により電気工事士の資格が必要である。

(5) 5号

自動試験機能(住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。(6)において同じ。)を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換する必要がある。なお、住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となったことを72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができるようになっている。

住宅用防災警報器等の交換期限は、出荷時等を起点として最大10年を目途としている。

(6) 6号

自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により

伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を72時間以上音響により伝達することができるようになっている。